

# 第3次安芸高田市行政改革大綱

最少の経費で最大の効果を

平成26年12月 策定

安芸高田市

## 《 目 次 》

はじめに	1
第1章 第3次行政改革の背景	
1. これまでの取り組み	2
2. 厳しい財政状況	3
3. 人口の減少・少子高齢化の進行	5
4. 施設の老朽化	7
5. 事務量の増大	7
第2章 改革目標・理念と3つの視点	
改革目標と基本理念	8
視点1 協働による行政経営の推進	10
視点2 安定した財政基盤の確立	10
視点3 効率的な行政経営	11
第3章 推進項目	
視点1 協働による行政経営の推進	
(1) 市民協働の推進	12
(2) 民間活力の活用	12
(3) 情報の共有化と公正の確保	13
視点2 安定した財政基盤の確立	
(1) 事務事業の見直し	14
(2) 財政の健全化	14
(3) 公益法人等の見直し	15
(4) 施設の適正配置	16
(5) 施設の有効活用と財産の売却等	16
視点3 効率的な行政経営	
(1) 組織体制の整備	17
(2) 定員管理、給与の適正化等	17
(3) 人材育成	18
(4) 高度情報通信技術の活用	19
第4章 改革の推進と進行管理	
1. 改革の推進期間	20
2. 改革の推進	20
3. 進行管理等	20

## はじめに

本市は、平成16年3月の合併後10年が経過し、一人ひとりがゆとりと豊かさを実感しながら、安心して安全に暮らせる「住民と行政の協働のまちづくり」に取り組んでおります。

その過程において、平成17年に「第1次安芸高田市行政改革大綱」、平成21年に「第2次安芸高田市行政改革大綱」を策定し、事務事業の大幅な見直し、財政の健全化、財産の有効活用、人材育成、効率的な組織機構の見直し等に取り組み一定の成果をあげてきました。

しかしながら、本市を取り巻く社会環境は、少子高齢化の進行、好転しない経済情勢や地方分権の進展に伴い大きく変化しております。

さらに、合併特例により合併後10年間加算されている普通交付税は、平成26年度から段階的に減少し、平成31年度の加算措置終了時には、現在の予算と比較して単年度で約32億円減額となり、財政環境は極めて厳しい状況にあります。

このような中、高度化、多様化する市民ニーズに適切に対応し、市民一人ひとりが住んでよかったと思えるまちづくりを推進するためには、将来にわたり継続可能な行財政運営を行って行くことが重要であり、限られた行政資源をどう有効に活用していくかが課題となってきます。

本市の財政状況が今後さらに厳しくなることに鑑み、このたび「第3次安芸高田市行政改革大綱」を策定し、これまでの取り組みを継続しつつ、新たな課題にも不断に取り組み、本市の将来像を実現させるための第2次安芸高田市総合計画（以下「総合計画」という。）の着実な実施を目指します。

この大綱は、市民のみなさんに本市が抱える現実とそれに対する行政改革の取り組みを明らかにするとともに、市職員一人ひとりが自ら原動力となって、「人がつながる田園都市 安芸高田」の実現を目指す取り組みの指針とするものです。

## 第1章 第3次行政改革の背景

### 1. これまでの取り組み

本市は、平成16年3月1日、6町が合併し誕生しました。

合併後、本市を取り巻く厳しい財政状況や社会情勢の変化等、様々な課題に対応し、「市民と行政の協働のまちづくり」を進めるために、積極的な行政改革を推進しました。

平成17年に「第1次安芸高田市行政改革大綱」を、平成21年に「第2次安芸高田市行政改革大綱」を策定し、大綱に基づいた実施計画により、取り組みを進めてきました。

具体的には、取り組み実施項目ごとに進行管理表を作成し管理するとともに、年度末において実施結果と翌年度以降の計画を整理してきました。さらに安芸高田市行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）においては、ヒアリングを実施し進捗状況を把握するとともに、目標設定や取り組み手法等を指示し、実施計画のローリングを行ってきました。

大綱	実施期間	実施項目数	効果額
第1次	平成17年度～平成21年度	145項目	35億3千万円
第2次	平成22年度～平成26年度	139項目	14億9千7百万円

※ただし第2次は平成25年度までの効果額

#### 安芸高田市行政改革推進本部

地方分権の進展や厳しい財政状況の中にあって、簡素で効率的な行政体制の確立を目指し、自主的かつ効率的な行政改革の推進を図るために設置された組織。

市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とし、主に行政改革大綱の策定やその実施、評価などの事項を所掌。

## 2. 厳しい財政状況

我が国の経済は、輸出が持ち直し、国による各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されている一方で、平成26年4月からの消費税率引き上げや、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっていることが懸念されており、依然として予断を許さない状況にあります。

本市においては、平成24年度決算において、地方税が5年ぶりに増収に転じたものの、平成26年度から普通交付税の合併特例加算措置の段階的減額が始まり、行財政運営は極めて厳しいものとなります。さらに、少子高齢化と人口減少が急速に進行すると推計されており、市財政への影響だけでなく、地域活力の維持も大きな課題となっています。

これまで、“人 輝く安芸高田市”を目指し、自助・共助を柱にした「市民総ヘルパー構想」や、神楽や特産品開発等による地域活力の維持向上を柱にした「未来創造事業」などにより、「住民と行政の協働のまちづくり」を推進してきたところです。

こうした中、平成25年度に行った財政推計では、平成28年度以降の収支バランスがマイナスとなる見込みとなりました。今後、持続可能な行財政運営を行うためには、第2次行政改革に引き続き、平成27年度から始まる第3次行政改革で、さらに推進していかなくてはなりません。

職員一人ひとりが事務事業の抜本的な見直しを行い、財政健全化のためのアクションプランを着実に推進する必要があります。

このため、中長期的な視点に立ち、引き続き行政改革を推進し、個々の事業について不断の見直しを行い、市民のニーズに沿った、市民満足度を高める施策を行うための財政基盤を確保することが重要となってきます。

ちなみに、平成25年度決算に基づく本市の財政指標は、次の表のとおりとなっており、本市の財政は改善が見られるものの、なお一層の財政の健全化が求められています。

《平成25年度決算に基づく財政指標数値》

指標名	数値	(参考)			
		H25	H24	H23	H22
経常収支比率	88.1%	89.0%	89.4%	86.1%	90.4%
将来負担比率	120.9%	132.7%	138.5%	149.9%	160.8%
地方債現在高	33,288,253 千円	33,221,788 千円	30,288,334 千円	31,055,084 千円	30,404,638 千円

「人がつながる田園都市 安芸高田」を実現させるためには、将来世代である子どもたちに安易な負担の付回しをしない財政の健全化が必要不可欠です。

#### 地方債

市が財政上必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもので、いわゆる市の借金。

#### 普通交付税

地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、財政不足額から算定して国が交付するもの。

#### 合併特例加算

普通交付税は、合併後10年間は合併特例により旧6町が存在したと仮定して加算措置され、その後5年間で段階的に削減され、16年目で加算措置が終了する。

#### 市民総ヘルパー構想

安芸高田市民が持つ強みに着目し、その強みを引出し強化することで、新たな互助、共助のかたちを創り出し、中山間地域にある自治体の再生を図る構想。

行政と市民の自助・共助・公助の役割分担を明確にし、旧来の「もやい」の精神を復活し、行政運営にかかる費用を抑制できるよう、市民の協力により行政を補完していくもの。

#### 未来創造事業

過疎地域において将来的に若者が仕事を持ち定着できるよう、実効性のある産業対策を県とも協力しながら行う事業。具体的には、

- ・観光客数、観光消費額の増加を図るため、市の誇る資源を活用した、情報発信、資源連携、特産品販売等を積極的に行うこと
- ・農業の再構築を図るため、高齢化した就農者の後継者育成を行うこと
- ・定住環境を整えるため、定住施策の充実を図ること

を基本的な考え方として、「観光と農業で支える伝統文化の里」を将来像に事業を推進している。

#### 経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率で、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、普通交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入（一般財源）がどの程度充当されているかを見る指数で、この率が高いほど臨時的な経費に充当できる一般財源が少なく財政構造の弾力性が失われていることになる。一般的判断として90%を超える団体は、その原因を究明し、経常経費の抑制に留意しなければならず、95%を超えると財政構造が相当硬直化しているとされている。【経常的な経費に充てられた一般財源/経常的な歳入一般財源総額×100】

#### 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標。この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。

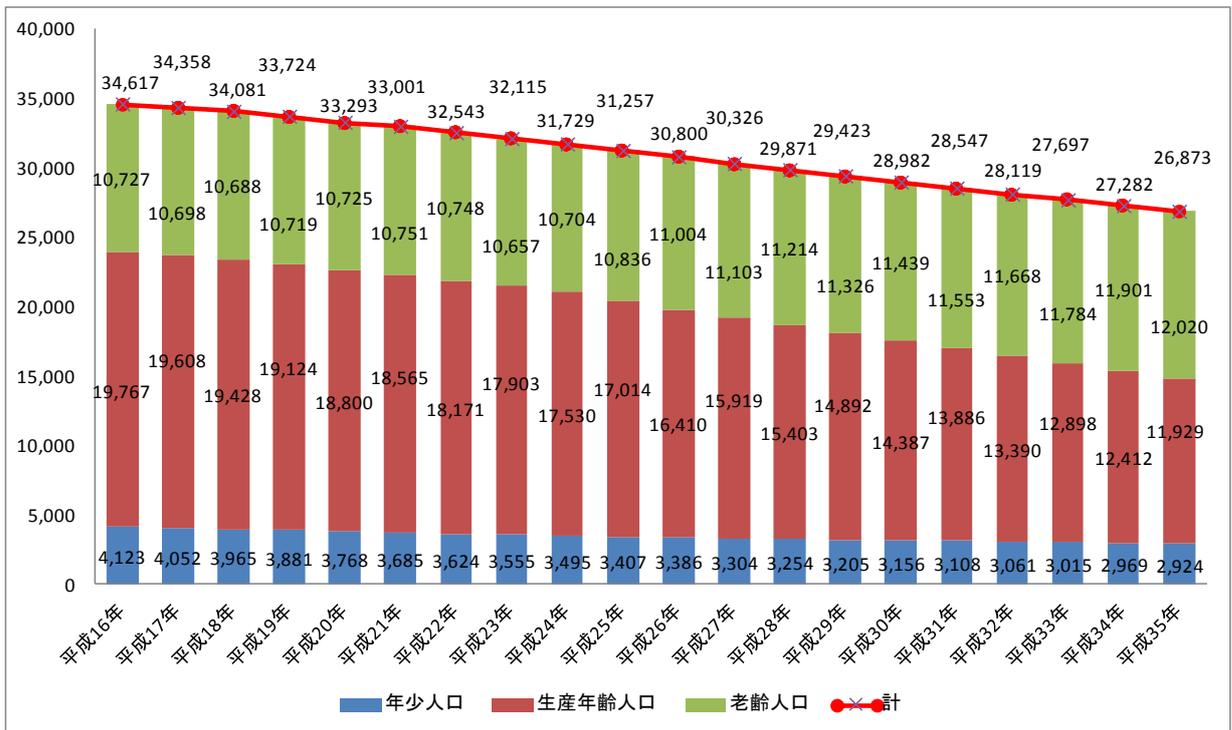
### 3. 人口の減少・少子高齢化の進行

昭和の初期に約5千万人であった日本の人口は、昭和47年に1億人を超えました。日本の将来人口推計によると、平成20年の1億2,808万4千人が日本の人口のピークで、既に日本の人口は減少期に入っています。推計では平成42年以降毎年100万人ずつ人口が減り、平成60年には人口が1億人を割り込む見込みです。

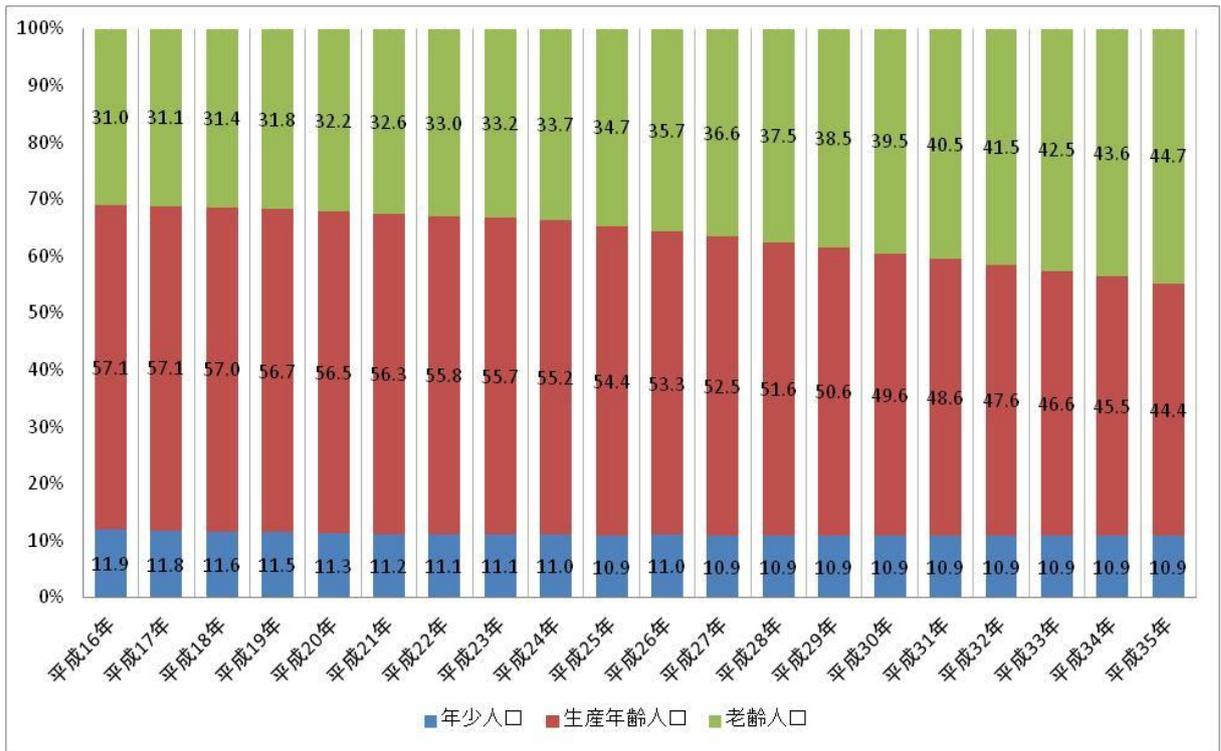
安芸高田市においても、合併以後も人口の減少が続いており、合併時に34,617人（外国人を含む。）であった人口は、平成26年4月1日現在において30,800人となり3,817人減少しました。

年齢3区分人口を見ると、年少人口及び生産年齢人口が減少し、老年人口が増加しています。今後もこの状況は続き、生産年齢人口の減少は、市税収入の減少につながり、老年人口の増加は、年金、医療及び介護等の社会保障費の増加につながるなど、人口の増減は財政事情に大きく影響を与えることとなります。

総人口（年齢3階層）の推移（住民基本台帳による各3月31日現在（外国人を含む。））



年齢階層別割合の推移（住民基本台帳による各3月31日現在（外国人を含む。））



## 4. 施設の老朽化

本市は、主に昭和50年半ばから昭和62年度にかけて、小中学校の整備を行っています。平成元年から旧町の役場及び文化施設等の建設が行われ、小泉内閣の三位一体改革により縮小しています。

新市誕生後は、建設計画に基づき文化ホールなど大規模な建物が建設されています。

一般的に大規模改修や設備更新が必要とされる築20年以上を経過した建物（平成3年度以前に建築）は、313棟、145,165.41㎡あり棟数で50.16%、面積で52.37%となり約半数となっています。

合併前の旧町では、目的を同じくする様々な公共施設が整備され、これらの公共施設は、すべて新市に引き継がれると同時に、新市建設計画に基づき新たな公共施設も整備されました。

しかしながら日本の人口はすでに減少期に入っており、安芸高田市においても合併以来、約3,800人減少し、今後の10年間においても4,000人から5,000人減少すると推測されます。

地方交付税の合併特例加算の減額及び人口の減少による減額、更には労働人口の減少による税収の減額を考慮すると、今後、すべての公共施設を現状維持することは困難となることが予想できます。このため、限られた行政資源を有効に配分し、更なる市民サービスの質の向上を図るため、施設の集約化・既存施設の有効活用を行う必要があります。

## 5. 事務量の増大

本市は、第1次職員定員適正化計画、第2次職員定員適正化計画及び第3次職員定員適正化計画の実施により平成26年4月1日現在の職員数は、394人となっており、合併直前の旧町の職員数534人と比較して、140人の人員削減を行っています。

一方で、事務事業の削減や見直しが十分でないため、事務の効率化が進まず、事務量がなかなか減らない現状があります。

また、市民ニーズの多様化や権限移譲に伴う事務量の増大に加え、専門分野の人材確保、専門的スキルの向上等も大きな課題であります。

こうした状況を踏まえ、ますます多様化・高度化する市民ニーズや事務権限移譲に適切に対処していくためにも、今後、さらに簡素で効率的・効果的な行政体制を確立するとともに、職員の能力開発等資質の向上や民間委託等による効率化を図る必要があります。

## 第2章 改革目標・理念と3つの視点

### 改革目標と基本理念

#### 改革目標

第3次安芸高田市行政改革大綱の改革目標  
「最少の経費で最大の効果を」  
～自助・共助によるまちづくり～

#### 基本理念

第3次安芸高田市行政改革大綱の基本理念  
「市民との協働による経営基盤の改革」

本市は、「総合計画」を着実に実行し、市民一人ひとりが本当に幸せを感じ、満足できるまちづくりを進め、本市の将来像である「人がつながる田園都市 安芸高田」を実現させなくてはなりません。

この「総合計画」をハード・ソフト両面からの「事業戦略」と位置付け、そして行政改革大綱は「総合計画」を着実に実施するための「組織戦略」と位置付け、行政と市民の自助・共助・公助の役割分担を明確にしながら、安定した経営基盤を市民と一丸となって確立する必要があります。

同時に、これらの戦略を担う職員の意識改革と人材育成を推進し、相互に連携・補完していきます。

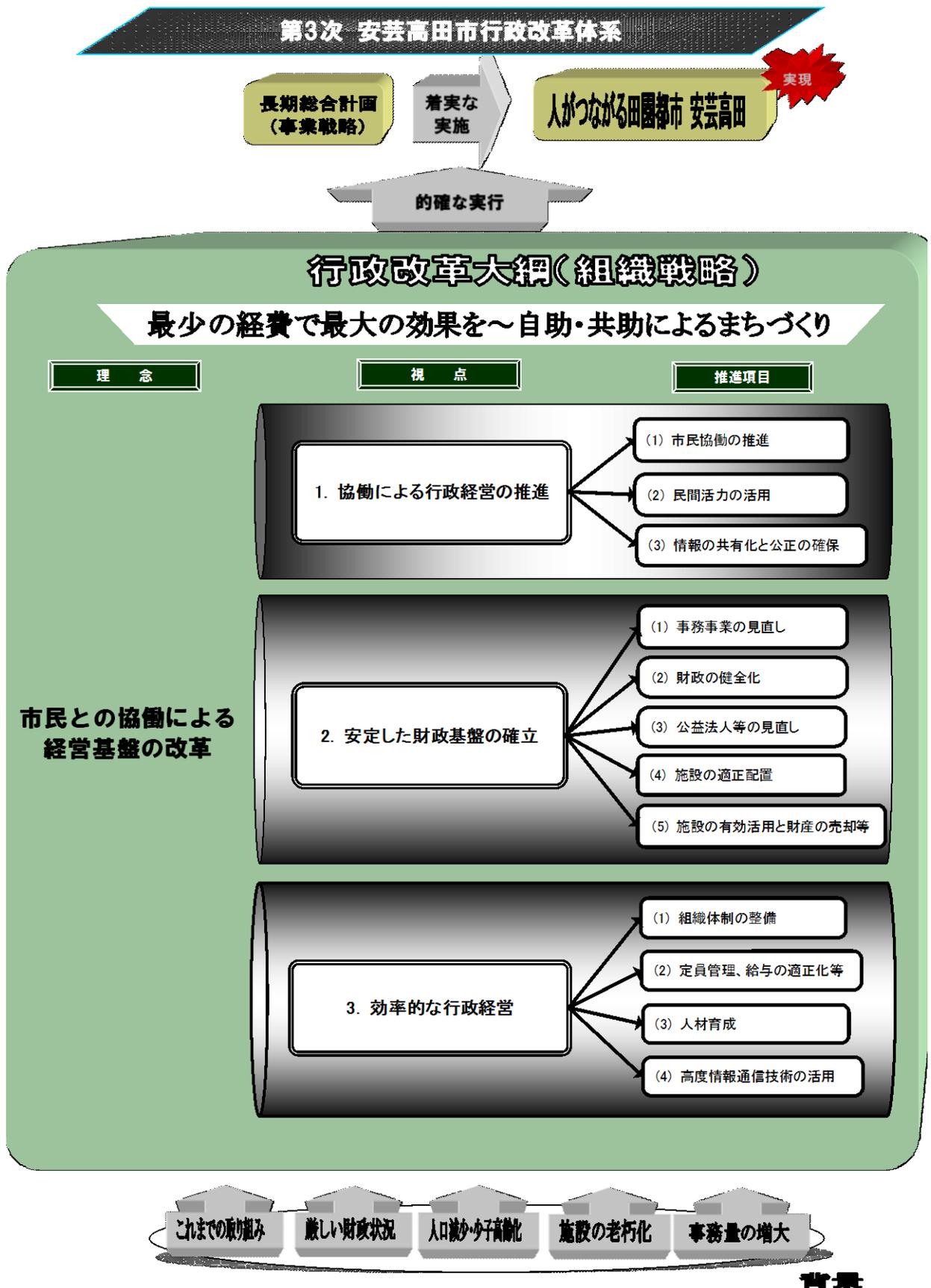
以上の環境整備を図りつつ、本市においては、改革目標と理念を基底にすえ、3つの視点に基づいて、行政改革を的確に実行します。

なお、これまでの取り組みについても、社会・経済情勢の変化を踏まえて継続すべきものや、見直しを必要とするものは見直しを行った上で、新たな取り組みも加え、引き続き推進します。

#### 安芸高田市総合計画

総合計画は、「新市建設計画」との整合を図りつつ、安芸高田市の今後の発展方向と施策の展開方向を明らかにしたものであり、本市において、行財政運営を総合的かつ計画的に進めていくための指針。

平成17年度から平成26年度までの第1次計画に引き続き第2次の計画期間は、平成27年度を初年度とする平成36年度までの10年間。



### 【視点1】 協働による行政経営の推進

住民ニーズが多様に高度化し、変化し続ける中で、これらに対応したきめ細かなサービスの提供が、限りある財源で行政が全て担うことが困難な状況となっています。もはや従来の行政主導の手法では、的確に対応できない事項が多く、住民の主体的な取組が必要であるといえます。

そのためには、自助、共助による市民全体の協力により、協働のまちづくりを展開していかなくてはなりません。

また、地域経済を維持していく上からも、市内事業者を基本に更なる民間活力の導入を図ります。

#### 協働

市民と行政のそれぞれが果たす責任と役割を自覚し、相互に補完し協力すること。また行動をともにすること。

市民と自治体職員とが、心と力を合わせ、助け合って市民の福祉の向上を進める活動体系。

本大綱の中の市民は、ボランティア、NPO、企業等を包括している。

#### 市民

本大綱の中でいう「市民」とは、協働のまちづくりを進める行政のパートナーとして位置づける「市民」・「地域」・「企業」・「団体」等を総称している。

### 【視点2】 安定した財政基盤の確立

今後の少子高齢化、低成長社会においては、行政需要の一層の増加が見込まれる一方、行政サービスの財源を負担する世代が減少し、行政経営を行ううえで極めて厳しい状況が想定させます。

今日の急激に変化する社会情勢の中で、「協働による行政経営の推進」や「効率的な行政経営」を展開していくためには、行政経営のあり方を市民と行政職員が共通認識するとともに、これらを実現させる安定した財政基盤を確立する必要があります。あらゆる面から行政活動の効率化に向けた取り組みを強化しなくてはなりません。

また、経営資源である財源や職員などが減少傾向にある中で、市民サービスを向上させ、市民福祉の増進を図るために、職員一人ひとりが明確な目標と熱意をもって自らの仕事の達成と改革に取り組んでいけるシステムを構築し、職員のモチベーションを喚起します。

**【視点3】 効率的な行政経営**

地方分権の進展により、自己決定と自己責任の原則のもとで行政経営を行うことが求められています。

また、急激に変化する社会情勢の中、とりわけ財政事情が極めて厳しい現況にあって、すべての市民ニーズに応えていくことは困難であると言わざるを得ません。したがって、これからは、市民にとって真に必要なサービスを市民が満足できる姿で提供することを目指さなくてはなりません。

本市は、これまでも事業の「選択と集中」に取り組んできましたが、今後より一層厳しい行政運営が求められることから、事業の効率性を総合的な観点から精査し、市が真に行うべき事業を選択し、限られた財源を有効に投入します。

サービスを行う具体的取り組み手法については、適正な組織規模や職員配置のあり方を検討し、最も効率的・効果的な成果をあげることができるよう広くその可能性を検討します。

## 第3章 推進項目

### 【視点1】 協働による行政経営の推進

#### (1) 市民協働の推進

少子高齢化と人口減少社会の到来、地域主権の進展により、市民ニーズは多様化・高度化してきています。市民の行政に対する関心・参画意識が益々向上し、NPO（民間非営利組織）も活発化しています。市民の参画と協働による、真に市民本位の行政への質的転換を実現させるため、限りある経営資源を効率的・効果的に投入していくために、市民と行政の相互信頼のもと、お互いの役割分担を明確にした住民自治活動を一層推進します。

##### NPO（民間非営利組織）

市民が自発的につくったボランティア団体や、市民活動団体を含む民間非営利組織の総称。

そのうち、特定非営利活動促進法（NPO法）により、法人に認証されたものを特定非営利活動法人（NPO法人）という。

#### (2) 民間活力の活用

地方分権の進展に伴い、県からの事務・権限が移譲されています。一方で職員は定員適正化計画に基づき削減を進めています。行政の担うべき役割の重点化を視野に入れ、サービスの向上と経費縮減を図る上から、事務事業の必要性の有無及び実施手法等の見直しを行い、可能な限り民間活力の活用を図ります。

市民サービスの向上やコスト削減に向け、「民間にできることは民間に任せる」という基本的考え方のもと、行政の担うべき役割の重点化を目指すとともに、民間事業者のノウハウを活かした行政サービスの向上と行政コストの削減を図るため、民間委託・民営化を積極的に推進します。

特に、公の施設の管理運営については、指定管理者制度を有効に活用していきます。

### (3) 情報の共有化と公正の確保

地方公共団体の自己決定権がさらに拡大していく中で、地方行政のあらゆる分野で情報が共有され、情報の共有化と公正の確保が一層重要となっています。

協働による行政運営の推進を一層推進するためには、行政運営のパートナーである市民に対し、行政の持つ情報を速やかにかつわかりやすく提供し、情報の共有化を図ることが大切です。

## 【視点2】 安定した財政基盤の確立

### (1) 事務事業の見直し

少子高齢化の進展などにより、今後市税収入の増加は見込めないばかりか、社会保障費は増加が見込まれています。

こうした財政状況が益々厳しくなりつつある状況下において、市民のニーズを的確に把握し「選択と集中」「スクラップ・アンド・ビルド」の考え方を念頭に、行政評価により施策や事務事業の「拡充」「継続」「縮小」及び「廃止」について常に見直し、限られた経営資源の有効な投入に努め、将来に過大な負担をかけない健全で安定した財政基盤の確立を図ります。

#### スクラップ・アンド・ビルド

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくために、現在行っている事務事業や補助金等について見直しを行い、時代の変遷に応じて役割を終えていると考えられるものはスクラップ（廃止・縮減）し、それによって生み出された財源をより重要な新しい事業に振り向ける手法。

### (2) 財政の健全化

自立、安定した行政経営を推進するため、「安芸高田市財政健全化計画」に基づき、持続可能な財政構造の構築、計画的な財政運営を行います。

財政状況については、市民にわかりやすく公表し、将来にわたって安定した自主財源を確保していくため、市税等のさらなる収納率の向上に努めます。

また、総合的な定住促進施策の展開等により、地域経済の活性化を促進し、ひいては法人市民税や個人市民税等の増加により財政基盤の強化に努めます。

使用料及び手数料については、受益者負担の公平性の観点から、社会情勢に対応した見直しを行い、その適正化に努めます。

人件費や物件費をはじめとした内部管理経費については、さらに日々の業務のあり方等を工夫し節減に努めます。

関係団体等の補助金については、第2次補助金整理合理化プラン（平成26年1月策定）に基づき、更なる整理合理化について検討します。

### (3) 公益法人等の見直し

公益法人、三セク及び公営企業については、設置目的に合った市民サービスを提供するとともに、収入の確保と経費の節減に努め、経営の健全化を進めます。

本市の外郭団体である法人の経営については、監査機能の充実を図るとともに、事業内容、経営状況、公的支援等について点検評価を行い、引き続き具体的な経営改善計画の策定や組織機構の見直しに取り組むよう指導・監督を強化します。

公営企業である水道事業については、簡易水道事業及び飲料水供給事業を水道事業へ統合し、維持管理コストの縮減を図ります。

また、下水道事業など公営企業に準じる特別会計事業についても、公営企業と同様に経営感覚を意識した取り組みを推進します。特に一般会計から特別会計への繰出金については、一定のルールを設定し、これに基づく取り組みを定着させます。

#### 公営企業

地方公共団体が経営する企業で、一般行政と同じく住民の福祉の増進を目的とするが、その事業に要する経費は税金でなく、受益者負担により賄うこととしている。安芸高田市では、水道事業がこれにあたる。

#### 特別会計事業

「特別会計」は、特定の事業を行うための予算で、保険料や使用料などの特定の収入で賄われている事業。特定の収入のみで対応しきれない場合、一般会計から繰り入れを行うことになる。

安芸高田市の特別会計は、次のとおりであり、一般会計からの繰り出しは、一般会計全体の約1割を占めている。

- ①国民健康保険特別会計
- ②後期高齢者医療特別会計
- ③介護保険特別会計
- ④介護サービス特別会計
- ⑤公共下水道事業特別会計
- ⑥特定環境保全公共下水道事業特別会計
- ⑦農業集落排水事業特別会計
- ⑧浄化槽整備事業特別会計
- ⑨コミュニティ・プラント整備事業特別会計
- ⑩簡易水道事業特別会計
- ⑪飲料水供給事業特別会計

#### (4) 施設の適正配置

安芸高田市においては、一般的に大規模改修や設備更新が必要とされる築20年以上経過した建物が約半数を占めています。

公の施設については、これまで特に集会施設のあり方について検討し、地域集会所の地元譲渡を進めてきましたが、他の施設についても設置目的の達成状況、必要性、利用可能年数、管理運営状況等を踏まえた上で公的関与の妥当性等の観点から施設の移管、廃止、統合、維持を総合的に検討し、「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の配置適正化を進めます。

#### (5) 施設の有効活用と財産の売却等

今後も必要とされる施設については、積極的に利用率の向上と管理運営の効率化を推進するとともに、既存施設の有効活用を図ります。

また、未利用財産については、売却促進等を図ります。

施設の管理運営については、本市では、これまでもサービスの向上と運営の効率化を目指して、指定管理者制度の導入を図ってきました。引き続き、その他の施設についても、直営、指定管理者制度、業務委託等、効率的な手法の見直しを含めて検討し、適正化に努めます。

公用車については、効率的な活用と職員数の減少や組織機構の見直しに伴い、車両を計画的に配置します。また、車両の更新に際しては、引き続き、軽自動車の積極的な導入を推進します。

事務機器等についても、組織再編にあわせた効率的な配置や、複数年契約及び機種統一化等により、引き続き効率化に努めるとともに、あわせて消耗品の一括発注により経費の抑制を図ります。

## 【視点3】 効率的な行政経営

### (1) 組織体制の整備

組織機構は、本市の総合計画の政策・施策を着実に推進していくためのツールであることを念頭に、市民から見てわかりやすい組織体制の確立を図ります。また、市民サービスの拡充や業務の効率化を目指し、時代の要請に即して柔軟に対応できる組織づくりを進めます。

職員は、社会情勢や行政ニーズの変化、民間委託の推進も踏まえながら、新たな行政課題や主要事務事業を抱える部門へ計画的・重点的に配置を行い、行政需要の変化に見合った柔軟な体制整備を目指します。

### (2) 定員管理、給与の適正化等

本市は、これまでも定員適正化計画に基づき定員抑制に努めてきましたが、今後はさらに、「第3次安芸高田市職員定員適正化計画（平成25年6月策定）」に基づき、民間委託等の推進を図りながら、職員数の適正化に努めます。

また、行財政環境の変化に対応し適時定員適正化計画の見直しを行います。

定員の削減、民間委託の推進、施設の適正配置とあわせ、再任用職員、任期付任用職員や短時間勤務職員等の多様な雇用形態による人材活用について検討を行います。

職員の給与等についても、本市の財政状況を考慮し、これまでも給与体系や諸手当の適正化に取り組んできましたが、今後も財政健全化に留意しながら、国や他の地方公共団体の職員、民間企業の従業員の給与などの現状、さらに人事院勧告を考慮し、給料及び諸手当の適正化を図ります。

また、時間外勤務手当についても、課・係内の応援体制を図り、振替休暇の取得の徹底、目標管理制度に基づく工程管理に徹した事務執行に努めるなど、職員の健康管理に留意しながら時間外勤務手当の縮減を図ります。

さらに、人事評価システムの定着とあわせ、人事評価による昇給、昇格についても検討を行います。

**第3次安芸高田市職員定員適正化計画**

定員管理の基本的な指針として策定しているもので、数値目標の設定にあたっては、類似団体による比較（類似団体別職員数及び定員回帰指数）、また職員1人あたりの住民管理人口等を勘案するとともに、定員管理については、新たな行政課題への対応や社会情勢の動向を把握しながら、第2次職員定員適正化計画に引き続き次の4つの項目を着実に実行し人口減に比例した定員減を進めることとしている。

- ①効率的・効果的な事務事業の推進
- ②時代に即応した簡素で活力ある組織・機構の確立
- ③民間委託等事務改革の推進
- ④多様な雇用形態の導入

なお、計画期間は、平成25年度から平成34年度としている。

**(3) 人材育成**

変革の時代に対応し、組織全体として効率的・効果的な行政経営システムを確立していくことが重要な課題となっています。そのために、引き続き職員一人ひとりの意識改革と能力開発に努め、少数精鋭の組織力の向上を図ります。

職員全体の能力や市民サービスに対する意識のレベルアップを図るため職員研修を充実させます。

また、目標管理制度により事務事業の成果と効率を重視する職場風土の醸成及び計画的な行政活動の推進に引き続き努めます。

同時に、人材育成の観点から、職務上の実績、能力、姿勢を重視した人事評価システムの定着をあわせて進めます。

**目標管理制度**

地方分権の進展、市民ニーズの変化などから、地方自治体は創意工夫し、独自の政策が望まれるようになってきており、これまで以上に主体的かつ自主的な行政運営が必要となる。それには、職員が自ら目標を掲げ進捗状況を管理しながら推進していくという行政手法が求められる。

また、職員個人を対象にした目標管理制度に加えて、年度単位に組織（部、課及び係）の業務目標を設定し結果を確認する仕組みを設けることにより、事務事業の成果と効率を重視する職場風土の醸成及び計画的な行政運営の確保を図り、市民サービスの向上を目指す。

目標による管理を行うことにより、職員の意欲（やる気）を高揚し、もって業務を効果的かつ効率的に行うことを目指す。

同時に、個人業務目標や自己啓発目標の設定、実現を通じて職員の能力の向上を図る。管理監督者にあつては、部下の目標設定にあたり、組織目標との整合性を確保するとともに、人材育成の観点から、各職員の能力レベルや育成目標を見据えた指導・助言により効率的な能力開発が図れるように配慮する必要がある。

**人事評価システム**

職務を遂行する上での基本要素である業績、能力、態度を正しく評価することにより、職員の能力開発と人材の育成を図り、民主的で合理的な人事管理を行う仕組み。

人事評価は、一般的に「能力評価」と「業績評価」から構成され、「能力評価」は被評価者の評価期間中の職務行動を、職務遂行に必要とされる能力を表象する職務行動に着目した基準により評価するものであり、また、「業績評価」は被評価者の担当する業務内容に即して、その課題、目標、進め方等を明確にした上で、評価期間における業務の実施結果を評価するものである。人事評価システムは、この両者相俟って、職員の職務遂行能力、勤務実績をできる限り客観的に把握しようとするものである。

#### (4) 高度情報通信技術の活用

本市では、ブロードバンド環境の充実のため光ネットワークの整備を進め、平成25年10月より市内全域で供用開始となりました。今後、光ネットワークの利活用計画を定め様々な分野での技術の活用を図ります。

市民の利便性、情報の共有化を向上させることを念頭に、お太助フォン（IP告知端末）による情報提供の充実を図るとともに、ホームページからの届出や各種手続の申請について拡大していき、ITの特性を活かした電子自治体の構築を図り、市民の負担の軽減と迅速にして質の高い市民サービスの提供に努めます。

さらにSNS等の活用についても進めて行きます。

また、電算システムについては、更新時期にクラウド化について具体的に検討し、効率化・迅速化を図ります。

##### 電子自治体

各種届出や証明書の発行、手続きなどの行政サービスや相談・案内などの窓口業務を電子化し、情報通信ネットワークを利用することで、時間や場所にとらわれずに、身近な場所で行政サービスを展開することができる。

また、情報の電子化や情報通信ネットワークの活用により、共通の電子環境下で情報を共有化し効率的で高度な行政運営を可能とする。

## 第4章 改革の推進と進行管理

### 1. 改革の推進期間

実施期間は第2次総合計画の前期中間にあわせ、平成27年度から平成31年度までの5ヵ年とします。

### 2. 改革の推進

この大綱を具体化させるため、速やかに全庁組織において、それぞれ実施項目の抽出を行い、実施計画を策定します。

実施計画策定後は、「推進本部」と「行政改革推進懇話会」との連携を密にし、全庁的な取り組みを展開します。

なお、項目によっては、必要に応じ前倒しで取り組むこととします。

### 3. 進行管理等

行政改革大綱に基づく行政改革実施計画を着実に推進するため、推進本部において、実施計画進行管理表により進行管理を行います。

実施計画進行管理表は、「現状と問題点」「改革・改善の具体的内容」「実施目標」を整理した上で、「年度別実施計画内容」を掲げることとします。年度末においてそれぞれの取り組みの「成果」を整理するとともに、次年度以降の計画の見直しを行います。「実施目標」及び「年度別実施計画内容」等については、原則、可能な限り具体的数値により整理することとします。

実施計画の見直しは、毎年度各部局の長のヒアリングにより行います。とりわけ実施項目のうち、重点項目として位置付けたものについては、市長のヒアリングを実施し、その結果（評価）を次年度の計画に反映させ、推進本部において確認・決定します。

また、進捗状況等は、「市議会」及び「行政改革推進懇話会」に報告するとともに、市広報及びホームページ等を通じて市民に公表します。

行政を取り巻く情勢の変化等により、行政改革大綱又は実施計画の項目等を追加または変更する必要が生じた際は、その都度推進本部事務局において検討し、推進本部において確認・決定します。

## 第3次安芸高田市行政改革大綱

平成26年12月 策定

広島県安芸高田市企画振興部財政課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

TEL 0826(42)5623 FAX 0826(42)4376

<http://www.akitakata.jp/> E-mail. [zaisei@city.akitakata.lg.jp](mailto:zaisei@city.akitakata.lg.jp)